

岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例

平成19年2月1日

条例第8号

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合に公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。